

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月5日
【会社名】	株式会社ガイアックス
【英訳名】	GaiaX Co.Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長CEO 上田 祐司
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目21番8号
【電話番号】	03-5759-0300(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 太田 賀子
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目21番8号
【電話番号】	03-5759-0376
【事務連絡者氏名】	経理部長 太田 賀子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 (注)会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,490,340,000円 (注)上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年6月14日現在の当社発行済株式総数に、平成25年7月1日を効力発生日とする株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数(当社が保有する当社株式の数に100を乗じた数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年7月2日に臨時報告書を提出したことに伴い、平成25年6月14日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第三部 追完情報」の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 追完情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示してあります。

## 第三部【追完情報】

<訂正前>

## 2．事業等のリスクについて

組込情報である第15期有価証券報告書及び第16期第1四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成25年6月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

<訂正後>

## 1．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の第15期有価証券報告書の提出日(平成25年3月29日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成25年7月5日)までの間において、次のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成25年7月2日提出)

## 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 当該異動に係る主要株主の名称又は氏名

主要株主でなくなるもの

上田 祐司

## (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	3,198個	12.87%
異動後	2,438個	9.06%

(注) 異動前及び移動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、下記を基準に計算しております。

平成25年6月28日現在の発行済株式総数 30,488株

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数

異動前 5,649株

異動後 5,101株

(3) 当該異動の年月日

平成25年6月28日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 100百万円

発行済株式総数 3,048,800株

(注)平成25年7月1日を効力発生日として、1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 事業等のリスクについて

組込情報である第15期有価証券報告書及び第16期第1四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年7月5日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年7月5日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。